

一般社団法人 国際幼児教育学会

定 款

第1章 総 則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人国際幼児教育学会と称し、英文では、International Association of Early Childhood Education (略記 IAECE) と表示する。

第2条 (目的)

当法人は、乳幼児の保育・教育に関する国際的な研究を通して、会員相互の交流と連携を図り、もって乳幼児の保育・教育の向上発展に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会、その他の研究会、講演会、講習会の開催
- (2) 機関誌「国際幼児教育研究」及び会報「国際幼児教育学会会報」の発行
- (3) 世界の乳幼児保育・教育に関する国際的調査・研究
- (4) 研究成果、研究資料、その他の刊行及び公開
- (5) 世界の乳幼児保育・教育者並びに乳幼児保育・教育研究団体との交流・連携
- (6) 会員の褒賞
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 (主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第5条 (公告の方法)

当法人の公告は、官報により行う。

第6条 (機関)

当法人は、当法人の機関として、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

第7条 (会員の種類)

1. 会員は次の5種とする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 賛助会員
- (4) 機関会員
- (5) 臨時会員
- (6) 海外会員

2. 正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

第8条(正会員)

1. 正会員は、乳幼児保育・教育の研究又は実践に従事する者又は乳幼児保育・教育に関心をもつ者で、当法人の目的に賛同する者とする。
2. 正会員になろうとする者は、当法人会長宛てに所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
3. 正会員は、社員総会において議決権を持ち、大会その他の会合及び機関誌等において、その研究を発表することができる。
4. 正会員は、機関誌等の配布を有償または無償で受けることができる。

第9条(名誉会員)

1. 名誉会員は、当法人に対する貢献が特に顕著な者に対して、理事会の承認を得て会長が推挙する。
2. 名誉会員は、大会その他の会合及び機関誌等において、その研究を発表することができる。
3. 名誉会員は、機関誌等の配布を有償または無償で受けることができる。
4. 名誉会員は、会費納入を免除される。

第10条(賛助会員)

賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人に経済的その他特別の援助を与える者で、理事会において承認された者とする。

第11条(機関会員)

機関会員は、当法人の理事会の承認を受け、保育・教育関係機関が団体として入会した会員で、大会や研究会等に出席することができる。

第12条(臨時会員)

1. 臨時会員は、当法人の理事会の承認を受け、当法人の事業に臨時に参加することを認められた者とする。
2. 臨時会員は、大会その他の会合及び機関誌等において、その研究を発表することができる。

3. 臨時会員は、有償または無償で、機関誌等の配布を受けることができる。

第12条の2（海外会員）

1. 海外会員は、日本語理解が困難な海外在住者であり、乳幼児保育・教育の研究、実践に従事する者又は乳幼児保育・教育に関心をもつ者で、当法人の目的に賛同する者とする。

2. 海外会員になろうとする者は、当法人会長宛てに、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3. 海外会員は、大会その他の会合及び機関誌等において、その研究を発表することができる。

4. 海外会員は、会費納入を免除される。

第13条（会費の支払義務）

1. 会員（名誉会員、臨時会員及び海外会員を除く）は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。

2. 本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

第14条（社員名簿）

1. 当法人は、会員の氏名・名称及び住所・所在地を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2. 当法人の正会員又は賛助会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第15条（退社）

1. 会員は、退会届を会長宛に提出して、任意に退会することができる。

2. 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は機関会員の解散
- (3) 会費の納入を3年以上怠ったとき
- (4) 除名

第16条（除名）

会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

第17条（社員総会）

社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議を行うものとし、社員である正会員によって構成される。

第18条（定時社員総会と臨時社員総会）

1. 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。
2. 定時社員総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し毎年1回開催し、臨時社員総会は会長が必要と認めた場合又は議決権を有する社員の5分の1以上の請求があった場合に開催する。

第19条（招集）

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
2. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

第20条（招集手続の省略）

社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第21条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

第22条（決議の方法）

1. 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部の譲渡
 - (5) 解散及び継続
 - (6) 合併契約の承認

第23条（社員総会の決議の省略）

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決

議があったものとみなす。

第24条（議決権）

1. 正会員は、全ての決議につき各1個の議決権を有する。
2. 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第25条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長又は議事録を作成した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

第26条（員数）

1. 当法人に、次の役員を置く。
 - 理 事 3名以上（会長、副会長を含む）
 - 監 事 1名以上
 - 評議員 15名以内
2. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第27条（選任の方法）

1. 当法人の役員は、当法人の役員候補者の中から理事候補者、監事候補者及び評議員候補者を選出し、社員総会の決議により選任するものとする。
2. 当法人の役員の選任は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第28条（代表理事）

1. 当法人の会長については、理事会において理事の過半数をもって選出する。
2. 会長は、法人法上の代表理事とする。
3. 会長は、当法人を統括し会務を総理する。
4. 副会長は、理事の中から会長が挙げた候補者を、過半数の理事の承認を得て指名する。
5. 副会長は、会長を助け会長に事故があるときにその職務を代行する。

第29条（任期）

1. 理事及び監事の任期は、選任後2年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第30条（評議員会）

1. 審議機関として、評議員会を置く。
2. 評議員会は評議員をもって組織し、社員総会提出議案を審議・承認する。
3. 評議員は、会長の指名又は正会員の中から役員選出規定に基づく選挙により選出する。
4. 評議員の任期は選任後4年内の最後の事業年度に関する定時社員総会についての評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
5. 会長は、定時社員総会及び臨時社員総会の前に評議員会を招集しなければならない。
6. 評議員会は会長が必要と認める都度、又は評議員の5分の1以上の請求があったときに、招集される。
7. 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。
8. 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席評議員の過半数をもって行う。。

第31条（報酬等）

理事、監事及び評議員には、報酬等は支払わないものとする。

第5章 理事会

第32条（理事会の招集）

1. 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
2. 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
3. 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の通知をしないで理事会を開催することができる。
4. 会長は、必要に応じて理事以外の会員に対して理事会への出席を求めることができる。

第33条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

第34条（理事会の決議）

理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、決議は出席理事の過半数をもって行う。

第35条（理事会の決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わるこ

とができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第36条（職務の執行状況の報告）

理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

第37条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 支部

第38条（支部）

1. 当法人は、社員総会の決議をもって、支部を置くことができる。
2. 支部は、その活動状況を毎事業年度、社員総会に報告しなければならない。

第7章 委員会

第39条（委員会）

当法人は、社員総会の決議をもって、委員会を置くことができる。

第8章 計算

第40条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

第41条（計算書類等の定時社員総会への提出等）

1. 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。
2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第42条（計算書類等の備置き）

当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

る。

第43条（剰余金の不配当）

当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第9章 解散及び清算

第44条（解散の事由）

当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

第45条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 附則

第46条（設立時社員の氏名及び住所）

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 栃木県宇都宮市東峰町3029番地5ナイスアーバン東峰101

金崎美美子

設立時社員 群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1053番地4911

岡村弘

設立時社員 茨城県つくば市二の宮一丁目5番地16

木村敬子

設立時社員 埼玉県和光市本町6番1-1104号

谷口正子

設立時社員 栃木県宇都宮市東峰町3029番地5ナイスアーバン東峰402号

浅野功義

第47条（設立時役員）

当法人の設立時理事、設立時監事、設立時評議員及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 金崎芙美子、岡村 弘、木村敬子、谷口正子、浅野功義、阿部和子、
石丸由理、白鳥智子、荻原明信、椎山克己、宮地□子、森 貞美、
山岡テイ、山崎久子、山田千明、輪嶋直幸

設立時監事 宇賀神慶子、飯田昌男

設立時評議員 青木正子、秋田喜代美、伊藤勝志、北野幸子、木村壽子、駒井美智子、
鈴木正敏、関口はつ江、榊瑞希子、中坪史典、増田真由美、松川秀夫、
山崎治美

設立時代表理事 栃木県宇都宮市東峰町3029番地5ナイスアーバン東峰101
金崎芙美子

第48条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年7月31日までとする。

第49条（当法人の設立時の主たる事務所所在地）

当法人の設立時の主たる事務所所在地は、下記の通りとする。

〒321-0932

栃木県宇都宮市平松本町891番地3

第50条（規定外条項）

この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上

【定款変更履歴】

平成28年 6月17日 設立

令和 1年 8月10日 変更

令和 2年 9月10日 変更

当法人の定款に相違ない。

令和 2年 9月10日



法人実印

兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町七丁目13番1号
一般社団法人国際幼児教育学会
代表理事 中坪史典



法人実印